

# 日本吃音・流暢性障害学会会則細則

2013年9月21日制定

2015年9月29日改正

2021年9月26日改正

2022年3月22日改正

## 第1章：会費および入会手続き

第1条（会費） 本会会員の会費は次の通りとする。

- (1) 正会員年額 5,000円
- (2) 学生会員年額 2,000円
- (3) ジュニア会員年額 1,000円
- (4) 賛助会員一口年額 5,000円

第2条（入会手続）

- 1 本会に入会を希望する者は、所定の書式に従って入会申請書を作成し、理事会に提出する。
- 2 理事会は申請書が届いた直近の会議において入会審査を行い、理事長が可否を決定する。
- 3 理事会は決定の結果をすみやかに申請者に伝達する。
- 4 申請者の1年分の会費の納入の確認によって正式の入会手続の完了とする。
- 5 入会が事業年度途中であっても、初年度の会費は1年分を支払うこととする。

第3条（会員種別の変更）

- 1 正会員で大学、大学院、専修学校、各種学校等に入学し、本会会則第6条第2項の要件を満たす者は、所定の手続きを経ることにより、学生会員への種別変更を可能とする。
- 2 学生会員は、大学、大学院、専修学校、各種学校等を卒業、修了または退学した翌月から正会員に移行しなければならない。
- 3 ジュニア会員は、18歳到達年度末までに、正会員または学生会員に移行しなければならない。

## 第2章：役員を選出

### 第4条（選挙管理委員会）

- 1 役員選挙のため選挙管理委員会をおく。
- 2 選挙管理委員会は委員長および委員2名により構成し、理事長が委嘱する。
- 3 選挙管理委員会は全役員が選出された後に報告書を作成し、解散する。

### 第5条（役員を選出手続）

- 1 理事および監事は立候補制とし、選出は、役員立候補受付開始日より前に当該事業年度の会費を納入した正会員の投票による。
- 2 立候補者は、役員立候補受付開始日より前に当該事業年度の会費を納入した正会員で、選挙管理委員ではない者とし、選挙日の2カ月前までに選挙管理委員会に届け出る。
- 3 立候補者数が届出締切日になっても役員定数の下限に満たない場合には、選挙管理委員会は届出締切日を延期することができる。
- 4 選挙管理委員会は選挙日の20日前までに立候補者名を投票資格のある正会員に通知するものとする。
- 5 理事の選出は、理事立候補者数が会則第10条第1項で定めた理事定数の上限を超える場合、理事定数の上限と同数の連記無記名投票による。この場合、当選者数は理事定数の上限とする。
- 6 監事の選出は、会則第10条第2項で定めた監事定数と同数の連記無記名投票による。
- 7 理事、監事の当選者の決定は、得票順による。ただし、当落の境界に得票数同数の者が生じた場合、その決定は選挙管理委員会が行う抽選による。
- 8 理事立候補者数が会則第10条第1項で定めた理事定数の範囲内に収まる場合、無投票で全員当選とする。
- 9 監事立候補者数が会則第10条第1項で定めた監事定数と同数の場合、無投票で全員当選とする。
- 10 任期途中で補欠選挙の場合には、本条第5項における「理事定数の上限」とは、「理事定数の上限と現職理事数との差」とみなす。

## 第6条（役員の委嘱）

- 1 理事長は、前条の手続で選出された者を次期役員として委嘱する。ただし、任期途中で選任された役員は、当期の残期間の役員として委嘱する。

## 第3章：委員会およびワーキンググループの設置

### 第7条（委員会およびワーキンググループ）

- 1 委員会およびワーキンググループは、理事または会員の10分の1以上の提案により、理事会の議を経て設置する。
- 2 理事会は各委員会およびワーキンググループにつき主担当理事を選定する。
- 3 理事会は主担当理事に加え、必要に応じて副担当理事を選定することができる。
- 4 理事長は理事会の決定に従い、委員会およびワーキンググループの代表者と構成員を委嘱する。
- 5 委員会およびワーキンググループの代表者は、毎年結果を理事会に報告する。
- 6 委員会およびワーキンググループの代表者と構成員の任期は3年とするが再任を妨げない。

## 第4章：附則

第8条 本会設立総会に参加した個人は暫定的に会則第5条に基づく正会員、学生会員、賛助会員とみなし、総会の日から90日以内に入会手続きを行うものとする。

第9条 第1期の役員は、設立時という特殊性を考慮し、本細則第2章の規定にかかわらず、発起人による設立準備委員会で候補者を選出し、本設立総会により承認する。

本会細則は、2015年9月21日より発効する。

本会細則は、2017年9月29日に改正し、同日より施行する。

本会細則は、2021年9月26日に改正し、同日より施行する。

本会細則は、2022年3月22日に改正し、同日より施行する。